

# 連 絡 事 項

## 1 社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について

社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等種々のご協力を賜っているところである。

平成22年度の大員表彰実施要領については、現在見直しを行っているところであり、詳細については後日通知するとともに、候補者の推薦依頼等を行いたいと考えているので、候補者の功績内容の精査及び氏名の確認等に特段の御協力をお願いする。

なお、推薦調書については、各表彰区分ごとの様式に基づき、平成22年7月31日までに提出いただくよう特段のご協力をお願いしたい。

(参考)

- 平成22年度全国社会福祉大会日程（予定）
  - ・開催日：平成22年11月5日（金）
  - ・場 所：日比谷公会堂（東京都千代田区日比谷公園内）

## 2 全国福祉事務所長会議の開催について

「全国福祉事務所長会議」は、福祉事務所が果たすべき役割等について、福祉の最前線における行政責任者としての立場から再認識していただくことを目的として、平成18年度から実施している。

参加者からは有意義な会議との好評を得ていることから、平成22年度においても下記のとおり、全国の福祉事務所長を対象に実施する予定である。

なお、詳細については、おって連絡するので、管内の福祉事務所長が多数出席できるよう、格段のご配慮をお願いしたい。

記

1. 日 時：平成22年5月18日（火）時間帯は調整中
2. 場 所：東京ビッグサイト国際会議場（東京都江東区有明三丁目11番1号）

## 3 福祉事務所現況調査の実施について

全国の福祉事務所の組織及び活動の現況を把握することによりも、福祉事務所の運営指導等に関する資料を得ることを目的として、平成21年度に「福祉事務所現況調査」を実施したところであるが、平成22年度においても調査項目等の見直しを行った上で実施する予定（調査時点は平成22年10月1日現在の状況）としている。

本調査については、負担軽減の見地から調査の合理化についても、別途、検討しているところだが、その重要性に鑑みご協力をよろしくお願いしたい。

# 参 考 资 料



## 平成22年度予算(案)の概要

社会・援護局(社会)

平成22年度予算(案)	2兆3,095億円
平成21年度当初予算	2兆1,667億円
差引	1,428億円 (対前年度伸率 6.6%)

### 主要事項

- 生活保護費負担金 2兆585億円 → 2兆2,006億円
- セーフティネット支援対策等事業費補助金 210億円 → 240億円
  - ・ 居宅生活移行支援事業の創設(新規)
  - ・ レセプト点検事業の充実
  - ・ 受入施設日本語習得支援事業の創設(新規)
  - ・ 日常生活自立支援事業の拡充(新規)
  - ・ 医療扶助レセプトオンライン請求への対応
  - ・ 福祉事務所生活保護システムの改修等
  - ・ 生活保護特別指導監査事業の拡充
- 社会福祉振興助成費補助金(仮称) — → 30億円

# I 生活保護制度の適正な実施

## 1 母子加算の支給

183億円

平成21年12月より復活した母子加算（月額23,260円（子一人、居宅[1級地]）について、子どもの貧困解消を図るため、平成22年度においても引き続き支給する。

## 2 子ども手当の創設を踏まえた措置

子ども手当（平成22年度は児童手当と併せて月額13,000円）の創設を踏まえ、同手当を収入認定した上で、子ども手当の効果が被保護世帯に満額及ぶよう所要の措置を行う。

## 3 生活保護費

2兆2,301億円

※上記1の母子加算の支給（183億円）を含む

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る経費を確保する。

### (1) 保護費負担金

2兆2,006億円

### (2) 保護施設事務費負担金

273億円

### (3) 生活保護指導監査委託費

21億円

## 4 自立支援の着実な推進

### (1) 居宅生活移行支援事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

被保護者に対して、自立・就労を支援する職員を配置する無料低額宿泊施設に財政支援を行う居宅生活移行支援事業（100か所程度）を実施する。

### (2) 子どもの健全育成プログラムの策定・実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉事務所に専門相談員を配置又は外部委託により、

① 子どもやその親が日常的生活習慣を身につけるための支援

② 子どもの進学に関する支援

③ 引きこもりや不登校の子どもに関する支援

など、子どもが抱える様々な問題の相談に応じる体制の構築を図る。

## 5 適正実施の推進

### (1) レセプト点検事業の充実

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

医療扶助の更なる適正化のため、レセプト点検（内容点検）の外部委託化を推進し、レセプト点検を強化するとともに、効率的なレセプト点検体制を構築する。

## (2) 医療扶助レセプトオンライン請求への対応

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

各福祉事務所等において、平成23年度当初までに、医療扶助レセプトをオンライン受領できるよう体制整備を図り、レセプト点検業務の効率化、医療扶助の一層の適正化を進める。

## (3) 福祉事務所生活保護システムの改修等

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

「生活保護業務データシステム」及び「生活保護等版レセプト管理システム」を運用するため、福祉事務所の生活保護システムにデータ出力機能を追加する等の改修等を行う。

## (4) 生活保護特別指導監査事業の拡充（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

都道府県・指定都市本庁が、生活保護特別指導監査事業の実施にあたり、社会保険労務士などの専門的知識を有する者を同行させて年金受給権や自立支援医療などの他法他施策の活用を徹底し、保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図る。

# Ⅱ 外国人介護福祉士候補者への支援

## 1 外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業の実施（新規）

### (1) 受入施設日本語習得支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

経済連携協定（EPA）に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語習得の取組みを支援する。

（候補者一人当たり定額（23.5万円以内）を助成）

### (2) 日本語定期研修事業の実施

62百万円

外国人介護福祉士候補者に対する集合研修を定期的実施し、日本語習得状況を確認するとともに、個々の候補者に合った学習方針を示すことにより、候補者が計画的に日本語習得できるよう支援する。

## 2 外国人看護師・介護福祉士受入事業の実施

47百万円

外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導・相談を行う。

# Ⅲ 福祉・介護人材確保対策の推進

## 1 福祉・介護サービス従事者の確保の推進

### (1) 福祉・介護人材確保緊急支援事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

- 福祉・介護人材の定着を促進するため、人材定着支援アドバイザーが事業所を巡回し、従事者に対する相談や事業者への助言を実施する。

- ・ 実習施設の実習指導レベルの向上を図るため、優良な実習施設を中心とした講習会等を実施する。

## (2) 福祉人材確保推進事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉・介護従事者の確保を推進するため、中央及び都道府県に設置された福祉人材センターにおいて、求人・求職情報の収集・提供、介護・福祉従事者に対する研修等の事業を実施する。

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (3) 中央福祉人材センター運営事業費 | 47百万円 |
| (4) 福利厚生センター運営事業費   | 88百万円 |

## 2 教員・実習体制の充実等

介護福祉士養成施設等の教員及び実習施設の実習指導者の資質の確保・向上及び指導的社会福祉事業従事者の養成等を支援する。

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| (1) 教員講習会事業（介護福祉士・社会福祉士）     | 8百万円   |
| (2) 実習指導者特別研修事業（介護福祉士・社会福祉士） | 41百万円  |
| (3) 社会事業学校経営委託費              | 423百万円 |
| (4) 社会福祉職員研修センター経営委託費        | 37百万円  |

# IV 地域福祉の再構築

## 1 安心生活創造事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

各地域において、一人暮らし世帯等が孤立せず、安心して暮らせるように基盤支援（「見守り」と「買物支援」等）を行う。

## 2 日常生活自立支援事業の拡充

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉サービスの利用援助など、本事業の利用者の利便性を考慮するとともに、きめ細やかな支援が行えるよう、全ての市での窓口設置を推進する。また、契約締結前の相談や成年後見制度への移行についても支援を行う。

## 3 生活福祉資金貸付事業による支援

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

低所得者等に対して必要な相談支援と資金の貸付けを併せて行うことにより、低所得者等の生活の立て直しを支援する。

#### 4 社会福祉振興助成費補助金（仮称）

30億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活が送れるよう、また、子どもが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的とし、民間の創意工夫ある独創的・先駆的な活動や地域に密着した活動等に対して助成を行う。

※ 行政刷新会議の事業仕分け結果に基づき、「長寿・子育て・障害者基金」を全額国庫に返納することとしたことを踏まえ、当該補助金を創設するものである。

### V ひきこもり対策の推進

#### ○ ひきこもり対策推進事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

ひきこもりの問題の早期発見・早期対応のため、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」について、都道府県・指定都市への設置を推進する。

### VI 矯正施設退所者の地域生活定着支援

#### ○ 矯正施設退所者の地域生活定着支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

矯正施設入所中から、退所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して行う、「地域生活定着支援センター」について、都道府県への設置を推進し、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援する。

### VII 社会福祉施設等に対する支援

#### 1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

##### ① 貸付枠の確保

・資金交付額	2,487	億円
（ ・福祉貸付	1,263	億円
・医療貸付	1,224	億円

##### ② 福祉貸付事業における貸付条件の改善等

- ・ユニット型特別養護老人ホームの建築資金、土地取得資金の償還期間及び据置期間の延長
- ・社会福祉法人に対する貸付の場合の保証人徴求免除
- ・都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資



- ・整備促進特別対策事業の対象となる定期借地権の一時金に対する融資制度の創設
- ・児童デイサービス事業所及び療養介護事業所に係る貸付けの相手方の拡大
- ・共同生活介護事業所（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）に係る貸付金の種類の拡大
- ・アスベスト対策事業に係る優遇措置

## 2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

256億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合の当該退職職員に対する退職手当金を支給するために要する経費に対する補助金

## 平成21年度第二次補正予算の概要

社会・援護局(社会)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、雇用と住居を失った低所得者等に対する新たなセーフティネットの構築のため、必要な経費を第二次補正予算に計上 (緊急雇用創出事業臨時特例交付金700億円)

### ・住宅手当緊急特別措置事業の推進

雇用対策の補完として、住居を失った者などのうち就職活動を行う離職者に対する住宅手当の給付(地域毎に上限額を設定[例:東京都23区の場合、単身者53,700円、複数世帯69,800円]、最長6か月間(一定の条件下で3か月間の延長措置が可能)を推進するとともに、就労支援体制の充実を図る。

### ・ホームレス自立支援の推進

ホームレスの自立を支援するため、旅館、社員寮や簡易宿泊所等既存建築物の借上げによる緊急一時宿泊施設の設置を推進するとともに、緊急一時宿泊施設利用者に対する相談(生活相談、就職相談)体制の充実などを図る。

### ・公営住宅の間仕切り設備の工事費補助

離職によって住居を喪失した者に対し、いち早く安定した住居を安価で提供するため、地方自治体が公営住宅の空き室に間仕切り工事を行い、居住場所を確保する。

### ・就労支援事業の強化

福祉事務所等に配置する生活保護受給者を対象とする就労支援員を約2,500名増員するとともに、住宅手当受給者を対象とする住宅確保・就労支援員を約1,250名増員する等により、就労支援を強化する。

### ・生活福祉資金貸付事業による支援

低所得者等に対する市町村社会福祉協議会等の相談支援体制の充実を図り、必要な相談支援と資金の貸付けを併せて行うことにより、低所得者等の生活の立て直しを支援する。

## 平成22年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	所 管	備 考
4月				
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議</li> <li>・全国福祉事務所長会議</li> <li>・新任生活保護査察指導員基礎研修会</li> <li>・災害救助担当者全国会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未定(首都圏)</li> <li>東京都</li> <li>未定(首都圏)</li> <li>厚生労働省</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立推進・指導監査室</li> <li>総務課</li> <li>自立推進・指導監査室</li> <li>災害救助・救援対策室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月12日～14日</li> <li>5月18日</li> <li>5月26日～28日</li> <li>5月下旬</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第18回日本社会福祉士会全国大会</li> <li>・生活保護担当ケースワーカー全国研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未定</li> <li>東京都</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉基盤課</li> <li>保護課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月5日～6日</li> <li>6月16日～18日</li> </ul>
7月				
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護査察指導に関する研究協議会</li> </ul>	未定(首都圏)	自立推進・指導監査室	8月25日～27日
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第29回全国社会福祉施設経営者大会</li> <li>・第19回全国ボランティアフェスティバルひろしま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未定</li> <li>広島県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉基盤課</li> <li>地域福祉課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未定</li> <li>9月25日～26日</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同募金運動</li> <li>・第35回全国救護施設研究協議大会</li> <li>・第79回全国民生委員児童委員大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全 国</li> <li>沖縄県</li> <li>島根県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課</li> <li>保護課</li> <li>地域福祉課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10月～12月</li> <li>10月28日～29日</li> <li>10月28日～29日</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉人材確保重点実施期間</li> <li>・全国社会福祉大会</li> <li>・介護の日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全 国</li> <li>日比谷公会堂</li> <li>全 国</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉基盤課</li> <li>総務課</li> <li>福祉基盤課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月4日～17日</li> <li>11月5日</li> <li>11月11日</li> </ul>
12月				
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国厚生労働関係部局長会議</li> <li>・社会福祉士・介護福祉士国家試験(筆記試験)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省</li> <li>全国各会場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省</li> <li>福祉基盤課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1月中旬</li> <li>1月下旬</li> </ul>
2月				
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会・援護局関係主管課長会議</li> <li>・生活保護関係全国係長会議</li> <li>・介護福祉士国家試験(実技試験)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省</li> <li>厚生労働省</li> <li>全国各会場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課</li> <li>保護課</li> <li>福祉基盤課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月上旬</li> <li>3月上旬</li> <li>3月上旬</li> </ul>

# 災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

## 1 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

## 2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

## 3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5, 000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

## 4 救助の種類、程度、方法及び期間

### (1)救助の種類

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理             |
| ② 食品、飲料水の給与     | ⑦ 学用品の給与              |
| ③ 被服、寝具等の給与     | ⑧ 埋 葬                 |
| ④ 医療、助産         | ⑨ 死体の捜索及び処理           |
| ⑤ 被災者の救出        | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

### (2)救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

## 5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

## 6 経費の支弁及び国庫負担

(1)都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2)国 庫 負 担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分	_____	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分	—	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分	_____	90/100

## 7 災害救助基金について

(1)積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2)運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

# 災害救助法適用基準（同法施行令）

## 1 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	30世帯
15,000人以上	15,000人未満	40世帯
30,000人以上	30,000人未満	50世帯
50,000人以上	50,000人未満	60世帯
100,000人以上	100,000人未満	80世帯
300,000人以上	300,000人未満	100世帯
		150世帯

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第1条第1項第2号、令別表第2・第3）

① 都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	1,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
		2,500世帯

② 市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	15世帯
15,000人以上	15,000人未満	20世帯
30,000人以上	30,000人未満	25世帯
50,000人以上	50,000人未満	30世帯
100,000人以上	100,000人未満	40世帯
300,000人以上	300,000人未満	50世帯
		75世帯

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	5,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
		12,000世帯

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第1条）

## 2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

## 福祉避難所の指定状況について（平成 21 年 3 月 31 日現在）

### ○都道府県別福祉避難所指定状況

都道府県名	市町村数	指定の有無		都道府県名	市町村数	指定の有無	
		指定済自治体	指定済割合			指定済自治体	指定済割合
1 北海道	180	6	3.3%	25 滋賀	26	8	30.8%
2 青森	40	3	7.5%	26 京都	26	7	26.9%
3 岩手	35	2	5.7%	27 大阪	43	19	44.2%
4 宮城	36	11	30.6%	28 兵庫	41	16	39.0%
5 秋田	25	1	4.0%	29 奈良	39	5	12.8%
6 山形	35	4	11.4%	30 和歌山	30	3	10.0%
7 福島	59	4	6.8%	31 鳥取	19	3	15.8%
8 茨城	44	9	20.5%	32 島根	21	2	9.5%
9 栃木	30	7	23.3%	33 岡山	27	0	0.0%
10 群馬	38	0	0.0%	34 広島	23	4	17.4%
11 埼玉	70	27	38.6%	35 山口	20	5	25.0%
12 千葉	56	7	12.5%	36 徳島	24	8	33.3%
13 東京	62	39	62.9%	37 香川	17	5	29.4%
14 神奈川	33	23	69.7%	38 愛媛	20	7	35.0%
15 新潟	31	10	32.3%	39 高知	34	2	5.9%
16 富山	15	1	6.7%	40 福岡	66	12	18.2%
17 石川	19	7	36.8%	41 佐賀	20	4	20.0%
18 福井	17	7	41.2%	42 長崎	23	4	17.4%
19 山梨	28	18	64.3%	43 熊本	47	3	6.4%
20 長野	80	20	25.0%	44 大分	18	8	44.4%
21 岐阜	42	11	26.2%	45 宮崎	28	2	7.1%
22 静岡	37	33	89.2%	46 鹿児島	45	8	17.8%
23 愛知	61	26	42.6%	47 沖縄	41	7	17.1%
24 三重	29	11	37.9%	全国合計	1,800	429	23.8%

※福祉避難所を1カ所以上指定・協定締結済みの自治体数

## 平成21年度災害救助法適用状況

(平成22年1月末現在)

災 害 名	都道府県	適用日	適 用 市 町 村
平成21年中国・九州北部豪雨	山口県	7月21日	(4号) 防府市、山口市
	福岡県	7月24日	(1号) 飯塚市
平成21年台風第9号	兵庫県	8月9日	(1号) 佐用郡佐用町 (4号) 宍粟市、朝来市
	岡山県	8月9日	(1号) 美作市
計 (延べ数)	4 県		7 市町

※カッコ内の数字は災害救助法の適用号数